



令和元年 9 月 2 日 (月)
(2019年) ②
No. 15004 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「容器」発明特許権 (特許第5305693号) について) [上] (全2回)

—平成30年(ネ)第10039号、平成31年1月31日判決言渡—
(原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第29320号)

- ① 特許法100条1項に基づき、被告製品の製造、販売及び販売の申出の差止め及び
- ② 民法709条、特許法102条3項に基づき、損害賠償金1864万4217円及びこれに対する不法行為後の日である平成28年9月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある、とされた事例。

当裁判所の判断

1 技術的範囲の属否について



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘	会長 弁護士 金池 大白	建弘貴則司之登子三	相談役 弁護士 浅井 望	皓 一次之郎 亮宣史	弁護士 山下 平弓	弁護士 山口 剛	明彦子理誠太男
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	
弁護士 浅後 水	弁護士 井田 塚	幸一克久裕博祐銘	弁護士 村上 中	洋良孝裕一 裕修	弁護士 山下 平弓	康克啓麻 亮光	

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘 弁護士 後藤 晴男 弁護士 松川 直樹 弁護士 和田 研史

(1) 当裁判所は、被告製品1～4及び6は、本件発明1及び2、被告製品5及び7は本件発明1の技術的範囲に属すると判断する。

その理由は、原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」の第3の2(35頁4行目～45頁4行目)(以下に記載する争点について)に記載のとおりであるとして、これを引用する原審と同様の判断をし、一審被告(二審原告)の主張を採用しなかった。

争点(1) ア (構成要件B等「開口縁」及び「突出部」の充足性(被告製品1、2、4、7))について

争点(1) イ (構成要件C「端縁部の上面が…突出部の上面に比して下位となる」の充足性(被告製品2、5))について

争点(1) ウ (構成要件C「端縁部の上面が…下位となるように…圧縮されて厚みが薄くなって」の充足性)について

本件発明1及び2の構成要件Cは、「前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となるように、突出部の端縁部において前記熱可塑性樹脂発泡シートが圧縮されて厚みが薄くなっており、」というものであって、①「前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となる」という構成と、②「突出部の端縁部において前記熱可塑性樹脂発泡シートが圧縮されて厚みが薄くなっており」という構成とを、「ように」で結ぶことで、「容器」に係る物の発明を特定している。そうすると、発明特定事項Cは、「容器」という物の発明の形状又は構造について、①と②の双方を構成として備えていなければならないことを規定しているといえる、と認定した。又、そこで本件明細書の記載を参酌すると、本件明細書の【0019】には、端縁部の圧縮により、前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となる旨が記載されているが、本件発明1及び2の特許請求の範囲及び本件明細書の記載から認められる技術的意義、すなわち「端縁部の上面側に凹凸形状を形成し、熱可塑性樹脂フィルムの端縁をジグザグとすることで端縁部での怪我を防止しつつ、端縁部の下面側は平坦にすることで蓋体を強固に止着させ得るようにすること」からすると、端縁部が圧縮により強度が向上しており、また、「前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となる」構成を有していればよいのであって、「前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となる」構成が圧縮のみにより得られることに、技術的意義があるとは認められず、「前記突出部の端縁部の上面が収容凹部の開口縁近傍の突出部の上面に比して下位となる」構成が圧縮のみによらずして得られる場合を、構成要件Cが排除していると解することはできない、と判断し、原審の判断どおりとした。

争点(1) エ (構成要件D及びE「凸形状の高さが0.1～1mm」の充足性)について

争点(1) オ (構成要件D及びE「凸形状」の充足性)について

2 無効理由の有無について

(1) 乙20文献記載の発明に基づく進歩性欠如について

ア(ア) 証拠(乙20)及び弁論の全趣旨によると、乙20文献に記載された発泡樹脂製容器は、①発泡スチロール製の外皮15のシートの片面にハイインパクトポリスチレン製の内皮16が積層されたシート17が用いられ、ハイインパクトポリスチレン製の内皮16が内表面側となるようにシート17が成形加工されて、インスタント食品類や冷凍加工食品類が収容される収容凹部と(【0018】、【0002】)、②該収容凹部の開口縁から外側に向けて張り出したフランジ部12とが形成された容器1であって(【0016】)、③フランジ部12のリブ13の上面が収容凹部の開口縁近傍のフランジ部12の上面に比して下位となるように、フランジ部12のリブ13において発泡スチロール製の外皮15のシートが圧縮されて厚みが薄くなっている(【0018】、【図4】)のものであると認めら